

# eLTAX(電子申告、電子申請)の受付がはじまります



～地方税の手続きが簡単にインターネットを利用して行えます～

12月20日(月)から電子申告システムがご利用いただけます。電子申告システムは、市(区)からではなく、インターネット経由でeLTAX(エルタックス：(社)地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム)を通じて行うこととなります。

## (1)電子申告とは？

電子申告(電子申請を含む)とは、税関連の手続き(申告・届出)を納税者や給与事務担当者がパソコンを使って行うことです。

eLTAXとは地方税の電子申告を行う際に使用するシステムで、これまで書面の郵送で行っていた手続きが、インターネットを通じて、簡単に利用できます。

## (2)eLTAXにするとこんなに便利です！

自宅、オフィス、会計事務所からインターネットで簡単に申告できます。複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。

市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます(eLTAX対応ソフトウェアに限る)。

電子データで提出できるため、書類を郵送する必要がなくなります。

## (3)eLTAXで利用できる手続きは？

対象 税目	個人市・都民税 (特別徴収)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)
電子申告	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 普通徴収から特別徴収への切替申請 退職所得に係る納入申告および特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出 <sup>※</sup>	中間申告 確定申告 修正申告 <sup>※</sup>	全資産申告 増加資産/減少資産申告 修正申告 <sup>※</sup>
電子申請・届出	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出	法人設立・設置届 異動届	

## (4)eLTAXご利用の流れ

電子証明書の取得

利用届出の際に、電子証明書の取得が必要です。個人(法人代表者含む)の電子証明書は市民課でお取りいただけます(右記(5)参照)。法人として利用できる電子証明書はeLTAX(HP)でご確認ください。

ただし、税理士に申告書などの作成、送信を依頼している場合には、依頼者本人の電子証明書は不要です。

利用届出

eLTAX(HP)で新規の利用届出を行い、利用者IDと仮暗証番号を取得してください。このとき、主に給与支払報告書等を提出する地方公共団体を1つだけお選びいただけます。

『手続き完了通知』を受け取る  
数日後、受付手続きが完了したことを知らせる「手続き完了通知」が、利用届出時に登録した電子メールアドレスへ届きます。

eLTAX対応ソフトウェアの入手

eLTAXのご利用にはPCデスク(ピーシーデスク)などのeLTAX対応ソフトウェアが必要になります。eLTAX対応ソフトウェア(PCデスク)は、eLTAX(HP)から無料で取得できます。

電子申告をする

PCデスクから利用者IDと暗証番号を入力してeLTAXに接続し、電子申告を開始します。1つの利用者IDで複数の地方公共団体へ申告などの手続きが行えます。

## (5)個人の電子証明書の取得方法

個人の電子証明書の発行には、住民基本台帳カードに電子証明書を保存することが必要です。住民基本台帳カード・電子証明書の取得手続きは、運転免許証や旅券、その他官公署の発行した顔写真付きの資格証明書などをお持ちの方は即日住基カードなどを交付します。お持ちでない方は、申請後本人宛てに照会文書を郵送し、再度来庁して手続きをしていただくため、1週間程度時間がかかります。

また、システム改修に伴い、1月4日(火)～10日(祝)までサービスが停止しますのでご協力をお願いします。なお、電子証明書の有効期間は3年間となっています。電子証明書の有効期間が終

了した場合は新しい電子証明書を取得してください。

個人の電子証明書の取得方法...  
市民課 (☎460-9820)  
保 (☎438-4020)

eLTAXシステムの更改作業に伴い、11月17日以前に入手したPCデスクが使用できなくなります。旧バージョンをお使いの場合は、新バージョンPCデスク3.00のダウンロードをお願いします。

eLTAX(HP) <http://www.eltax.jp/>  
☎eLTAXサポートデスク(ナビダイヤル☎0570-081459)(IP電話やPHSなどの場合☎03-5339-6701) 月～金曜日午前8時30分～午後8時

個人市・都民税(特別徴収)...  
市民税課 (☎460-9827・9828)  
法人市民税...  
市民税課 (☎460-9826)  
固定資産税(償却資産)...  
資産税課 (☎460-9830)

# 税務署から

～相続または贈与などに係る生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分は、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありましたので、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとなりました。

## 税務上の取扱い

平成17年分～平成21年分までの各年分で所得税が納めすぎとなっている方は、その納めすぎとなっている所得税が還付となりますので、必要な手続き(更正の請求または確定申告<sup>※</sup>)をお

願います。

この取り扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続きは、国税庁(HP) [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成17年分は、早い方で平成22年12月末に還付期限となります。

受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

詳細は下記へお問い合わせを。  
東村山税務署  
(☎042-394-6811 自動音声の案内に従い、「0」を選択)

## TOKYO交通安全キャンペーン やさしさが 走るこの街 この道路

このキャンペーンは、12月1日(水)～7日(火)まで行われ、「交通事故と渋滞のない東京」を目指して、一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末期における交通事故防止および渋滞防止を図ることを目的としています。

### 運動の重点

(1)高齢者の交通事故防止  
通り慣れた道路であっても、横断歩道を渡るなど交通ルールを守りましょう。

青信号でも必ず左右の安全を確認してから横断しましょう。

(2)二輪車の交通事故防止

ゆとりを持って運転し、重大事故の原因となる無理な追い越し、割り込み、路肩走行は絶対にやめましょう。

二輪車の性能や自己の運転技能を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心掛けましょう。

### (3)自転車の安全利用の推進

自転車に乗る時には、ルールとマナーを守り、携帯電話の使用や傘差し運転など、危険・迷惑な走行は絶対にやめましょう。

夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを歩行者などに知らせましょう。

### (4)飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質な犯罪です。「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。

車を運転する人に酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。絶

対にやめましょう。

### (5)違法駐車対策の推進

違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因になります。絶対にやめましょう。

短時間の駐車でも必ずパーキングメーターや駐車場を利用しましょう。

### 反射材の有効性

反射材は、車の運転者からは光って見えるので大変目立ちます。反射材を身につけて自分の存在を知らせることは、夕暮れ時から夜間における交通事故防止に効果的です。

種類 靴のかかとやかかばん、自転車の車輪などに貼るシールタイプや、キーホルダーなどがあり、ホームセンター、日用雑貨店などで購入できます。  
道路管理課 (☎438-4055)

## 自転車駐車を 利用しましょう！

市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。

そのため、駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、利用者一人ひとりが責任を持って自転車駐車を利用しましょう(原付バイクは、制限がある場所があります)。

撤去保管料  
自転車...2,000円  
原付バイク...3,000円  
道路管理課 (保)  
(☎438-4057)



## 菅平少年自然の家 スキーや雪遊びにどうぞ！

☒長野県上田市菅平高原  
☒使用日の3か月前～7日前に菅平少年自然の家へ電話(市外の方は1か月前からの申込み)

交通 長野新幹線利用:上野駅(大宮駅)～上田駅(バスで約1時間)～菅平農協前下車(徒歩30分)～菅平少年自然の家 自動車利用:関越自動車道・所沢IC～上信越自動車道・上田菅平IC～(R144～R406)～菅平少年自然の家 所要時間はいずれも約3時間

自動車の場合は、雪道用のタイヤチェーンなどの準備が必要です。

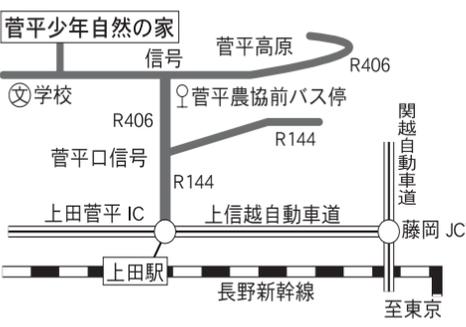
周辺ガイド 車で約30分のところにプール付きの市営さなだ温泉など、心身のリフレッシュに最適な気軽に入れる温泉があります。

休所日 火曜日

### 菅平高原スキー場情報

スキー場は12月4日(土)にオープン予定です。また、毎月第3日曜日は「スキー子供の日」として、小学生以下のリフト料金が無料です。

雪質の良い菅平高原スキー場が近くにあります。家族、友達と一緒にぜひご利用ください。  
菅平少年自然の家 (☎0268-74-2277)



### 利用料金(1人・1泊2食付き)

区分	冬期(11月～4月)	
	市民	その他
未就学児(4歳～6歳)	(幼児食) 1,150円	(幼児食) 1,300円
小・中学生	(一般食) 1,900円	(一般食) 2,150円
少年団体の引率者	2,850円	3,800円
高校生	2,850円	3,800円
青年(16歳～22歳)	3,300円	4,600円
一般	3,800円	5,300円